

パブリックコメントの実施結果

資料2

	該当箇所	提出意見	回答案
1	1. 総則・災害予防対策編	<p>◎減災を目的として (1)指定避難場所までの一時待避所として、地域の特徴を生かした「緊急避難場所」を校区単位町別に設定を行ってはどうか。 (2)避難訓練を、コミュニティ協議会などを通じて計画、実践してもらいたい。 (3)寝たきり老人、障害者の避難支援体制として、「災害時要援護者・避難支援事業」の充実を図ってもらいたい。</p>	<p>(1)指定避難所までの「緊急退避場所」は、それぞれの実情に応じて地域で設定していただくよう啓発しているところです。 (2)毎年、多くの校区で自主防災訓練が実施されており、小学校への避難訓練などが行われています。今後も、より多くの校区で訓練が実施されるよう、更なる啓発に努めていきます。 (3)災害時に逃げ遅れによる二次被害を防ぐためにも、要援護者の住む地域の方々の速やかな支援が最も効果的であると認識しています。今後も引き続き、事業の更なる周知と地域の方々との連携をより一層充実していくための取り組みを進めてまいります。</p>
2	1. 総則・災害予防対策編	<p>住民が災害に対応することは重要なことではあるが、実際は私の居住する地域では防災訓練が行われておらず、避難所運営などは現状では不可能な状況である。 このような状況を市では把握されていないように思う。 行政はあくまで住民主体ということで、住民自らの意思で訓練を行うことが本望であり、行政側からは積極的に働きかけないとの防災危機管理室からの回答を得た。 自主防災組織の育成はどこが主体となって行っているのかも住民には明らかではない。 防災計画が「絵にかいた餅」とならないためにも行政側が地域のリーダーに働きかける等積極的に住民にかかわり、実際に動ける住民の部隊を作らないと助けられる命も助けられず、避難所での問題点も解決される事がないままに進んでいくような気がしている。 阪神大震災、東日本大震災、これらの災害で何を教訓とし、我々が何をなすべきかを住民、行政ともに答えを出さなくてはいけないのではないか。 机の上で防災計画で文章の文言をかえるだけでなく、実際に訓練を行わずして災害に対応することは不可能である。</p>	<p>毎年、多くの校区で、自主防災組織が主体となって訓練や講演会などの取り組みが実施されています。また、市としては、小学校のグラウンドで起震車体験、煙道体験、初期消火訓練や救急法などを行う総合防災訓練のほかにも、避難所運営訓練やDIG訓練なども実施していただくよう、自主防災組織ネットワーク会議などで啓発に努めており、校区で様々な訓練が実施されるよう支援を行っていきます。</p>

パブリックコメントの実施結果

資料2

	該当箇所	提出意見	回答案
3	<p>1. 総則・災害予防対策編 2. 地震災害応急対策・復旧復興対策編</p>	<p>(1)対策本部が別館4Fでは本部員も近寄れないのではないかとすべき。 (2)通信連絡手段として、「FMひらかた」をもっと活用すべき。どこでも誰でも何時でも聞こえる。 (3)交通輸送手段として淀川の船利用が最後の助け船となりかねない。常に用船棧橋を設置しておくべき。 (4)避難所設置の場合には、看護師、薬剤師、看護師資格のある経験者のボランティア応援が依頼出来る様な体制を備えておくべき。 (5)対策本部での検討事項に広域応援体制に関する項目が無いのは何故なのか。</p>	<p>(1)大規模地震などで市役所別館4階を災害対策本部として使用できないときには、1階も使用できないことが想定されますので、その際の代替施設として輝きプラザきららの地域防災センターに設置されている臨時災害対策本部室を使用することとしています。 (2)FMひらかたに係る災害時の情報発信を行うため、本市や枚方寝屋川消防組合との間で緊急放送に関する協定を締結し、24時間365日緊急割り込み放送ができる体制を整備しています。また、災害時などの緊急時には、迅速・的確な情報発信ができるよう、市から状況に応じた適切な情報提供を行い、FMひらかたでは市の情報を含めた災害情報の配信に努めているところです。 (3)近畿地方整備局淀川河川事務所により、ひらかた水辺公園地先に枚方船着場のほか停泊地も整備されており、災害時には救援物資や応援要員などの輸送に利用していきます。 (4)災害時には、保健師と福祉部の担当者による巡回チームが避難所をまわり避難者のニーズを把握することになりますが、医療体制の整備については本市としても課題としており、三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)や保健所、公的病院等で構成する枚方市災害医療対策会議にて引き続き検討してまいります。 なお、枚方市社会福祉協議会が設置している災害ボランティアセンターがより機能できるよう同協議会と連携、協力し体制の強化を図ってまいります。 (5)地震災害応急対策・復旧復興対策編第3章第1節応援・派遣要請に広域応援体制について記載しており、災害対策本部の重要な業務のひとつと考えています。</p>